

松江市地域商業機能維持・向上支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市地域商業機能維持・向上支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）及び島根県地域商業等支援事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、交付の目的、事業区分、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助対象者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市地域商業機能維持・向上支援事業補助金	
交付の目的	後継者不足等による事業の廃止や住民の高齢化により、日常生活において、食料品及び日常生活用品（以下「生活物資」という。）の調達が困難な地域（以下「買物困難地域」という。）の住民の買物利便性の維持・向上と、地域商業の振興を図ることを目的とする。	
事業区分	買い物不便対策事業	移動販売・宅配支援事業
交付の対象である事業の内容	買物困難地域において、集落地店舗を整備し生活物資を販売する事業。	買物困難地域を含む地域において、生活物資の移動販売又は宅配を実施する事業。
補助対象経費	集落地店舗の整備に必要な、建物の改修、増改築、新築、並びに建物及び設備、備品の取得にかかる経費。（住宅、事務所等店舗以外の施設整備に要する経費及び土地の取得・使用・造成・補償に要する経費、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。）	移動販売又は宅配に必要な車両及び設備の取得にかかる経費（車両本体価格及び改造費）並びに広告宣伝にかかる経費（車両及び設備の取得を申請する場合に限る）。（消費税及び地方消費税は補助対象外とする。）
交付の率又は金額	補助対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て）とし、100万円を上限とする。ただし、中山間地域で事業を行う場合、補助対象経費の2/3以内とする。	
補助対象者の範囲	松江商工会議所、まつえ北商工会、まつえ南商工会及び東出雲町商工会	
終期	令和9年3月31日	

(概算払)

第3条 規則第14条第1項ただし書の規定により、市長は、当該補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。